

## 農地法第3条の規定による許可申請について

耕作を目的として農地の権利取得（売買・贈与・貸借等）をする場合には、原則として農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は無効となりますのでご注意ください。

### ○農地の定義

農地 … 耕作の目的に供される土地

- ・「耕作」とは土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培すること。
- ・現に耕作されている土地のほか、現在は耕作されていなくても耕作しようとするればいつでも耕作できるような土地（休耕地、不耕作地等）も含まれる。

農地に該当するかは登記簿の地目によらず、その土地の現況によって判断されます。

農地について権利を有する者は、農地を適正かつ効率的に利用する責務があります。耕作が行われず、雑草が繁茂しているなど、周辺の農地利用に支障を生じるおそれがある場合には、農業委員会からの指導等が行われます。

### ○主な許可基準

農地法第3条許可を受けるためには、以下の全ての要件を満たす必要があります。

① 全部効率利用要件	申請者またはその世帯員等が既に所有、借りている農地と、新たに取得する農地の全てを効率的に耕作すること
② 農地所有適格法人要件 (法人の場合のみ)	農地所有適格法人の要件を満たすこと ※農地所有適格法人の要件を満たさない法人の場合、一定の要件を満たすことで農地の貸借のみはできます
③ 農作業常時従事要件 (個人の場合のみ)	申請者またはその世帯員等が耕作に必要な農作業に常時従事すること
④ 地域との調和要件	農地の集団化、効率化、その他周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないこと

許可基準に適合するか確認するため、許可申請書類において農作業の経験や農業用機械・労働力の確保状況、年間の農作業日数、作物栽培に係る年間の作業スケジュールなど、今後の営農計画を示していただきます。

(法人として申請される方は「法人として農地の権利を取得するには」も併せてお読みください。)

## ○手続きの流れ

許可申請についての相談	農業委員会事務局にご相談ください。
申請書の作成	申請内容に応じてご記入ください。 併せて添付書類をご用意ください。
申請書の提出	申請書と添付書類を農業委員会事務局に提出してください。提出部数はそれぞれ2部（正本1部、副本1部）必要です。 申請書受付の際、農地審査会の出席についての案内をします。
申請内容の審査	申請書類の確認と現地調査を行い、許可基準に適合するかを審査します。
農地審査会	申請当事者（双方）の方に出席していただき、農業委員が聞き取り調査を行います。
農業委員会総会	申請の許可、不許可についての議決を行います。
許可書の交付	議決後、許可書の交付について連絡します。受領のため農業委員会事務局までお越しください。

申請の締切日は毎月末日（末日が閉庁日の場合は翌開庁日）です。

豊橋市では農地法第3条許可申請の標準処理期間は4週間と定めています。

## ○注意事項

- ・農地法第3条許可申請は、耕作を目的とした権利取得についての申請です。資産保有目的や投機目的等、耕作を目的としない場合には認められません。
- ・取得した農地は適正かつ効率的に利用する必要があります。申請の際には継続して実行できる営農計画をお示しください。
- ・農地を農地以外のものにする（農地転用）ために権利取得する場合には農地法第3条許可ではなく、農地法第5条の規定による許可または届出が必要となります。
- ・農地基本台帳の写しや事業証明の発行対象は、農地法第3条の許可要件とは異なりません。許可を受けても証明等が発行できるとは限りませんのでご注意ください。
- ・許可を受けただけでは登記名義人は変更されません。所有権移転を行う場合、法務局での登記手続きが別途必要となります。
- ・土地改良区での手続きの可否については、該当する土地改良区にご確認ください。

問合せ先 豊橋市農業委員会事務局 ☎0532-51-2950  
豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所 西館3F